

No. 1

自 令和 5 年 6 月 13 日

日間

至 令和 5 年 月 日

令和 5 年
第 2 回 四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和5年 第2回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
承認第1号	四国中央市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	4
承認第2号	令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて	11
議案第41号	四国中央市名誉市民条例の制定について	15
議案第42号	四国中央市特別職の非常勤職員報酬審議会条例の制定について	17
議案第43号	四国中央市基金条例の一部を改正する条例について	20
議案第44号	四国中央市国民健康保険条例及び四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例について	21
議案第45号	四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について	22
議案第46号	令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第2号）	24
議案第47号	令和5年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）	31
議案第48号	物品購入契約の締結について	34
議案第49号	物品購入契約の締結について	35
議案第50号	物品購入契約の締結について	36
議案第51号	四国中央市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	37

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 52 号	四国中央市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	38

承認第 1 号

四国中央市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

四国中央市長 篠原 実

専決第 4 号

四国中央市税条例の一部を改正する条例の専決処分書

四国中央市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

四国中央市長 篠原 実

四国中央市税条例の一部を改正する条例

四国中央市税条例（平成16年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び県民税額の合算額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及

び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもの」とみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの」を「、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第20項中「附則第15条第33項」を「附

則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 26 項を次のように改める。

26 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 15 条の 2 を削る。

附則第 15 条の 2 の 2 第 4 項中「100 分の 10」を「100 分の 35」に改め、同条を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 15 条の 2 の 3 を附則第 15 条の 2 の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属

する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の四国中央市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。）

令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の四国中央市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき四国中央市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下こ

の項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の四国中央市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第2号

令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第1号）
の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月13日提出

四国中央市長 篠原 実

専決第5号

令和5年度四国中央市一般会計補正予算（第1号） の専決処分書

令和5年度四国中央市の一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ821,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,441,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月1日

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		4,921,894	686,757	5,608,651
	2 国庫補助金	914,881	686,757	1,601,638
20 繰越金		440,000	163,743	603,743
	1 繰越金	440,000	163,743	603,743
21 諸収入		725,829	△29,500	696,329
	5 雑入	357,953	△29,500	328,453
歳 入 合 計		38,620,000	821,000	39,441,000

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 民生費		15,708,829	496,400	16,205,229
	1 社会福祉費	4,602,057	346,500	4,948,557
	3 児童福祉費	5,895,437	149,900	6,045,337
10 教育費		3,532,391	324,600	3,856,991
	4 幼稚園費	217,053	5,200	222,253
	6 保健体育費	1,088,509	319,400	1,407,909
歳 出 合 計		38,620,000	821,000	39,441,000

議案第 41 号

四国中央市名誉市民条例の制定について

四国中央市名誉市民条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

郷土の発展及び社会文化の興隆に卓絶した功績があった者に対し四国中央市名誉市民の称号を贈るため、本条例を制定するものである。

四国中央市名誉市民条例

(目的)

第1条 この条例は、郷土の発展及び社会文化の興隆に卓絶した功績があった者に対し、四国中央市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号（以下「称号」という。）を贈ることにより、市民の尊敬の対象として顕彰し、もって郷土に対する誇りの一層の高揚に資することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第2条 称号は、次に掲げる事項に該当する者に贈ることができる。

- (1) 本市におおむね3年以上居住している者若しくは居住していた者又は本市に縁故の深い者であること。
- (2) 郷土の発展及び産業、学術、技芸その他の社会文化の興隆に卓絶した功績があった者であること。
- (3) 郷土の誇りとしてひとしく尊敬される者であること。

2 称号は、故人に対しても贈ることができる。

(選定)

第3条 市長は、市議会の同意を得て名誉市民を選定する。

(顕彰)

第4条 市長は、名誉市民に対し、称号を証する証書及び四国中央市名誉市民章を贈呈し、並びにその事績を公表することにより顕彰する。

(待遇及び特典)

第5条 市長は、名誉市民に対しては、次に掲げる待遇をし、及び特典を与えることができる。

- (1) その功績を長く伝える方途を講ずること。
- (2) 名誉市民としての榮譽をたたえるに足る特典を付与すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めること。

(称号の取消し)

第6条 市長は、名誉市民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失った場合は、市議会の同意を得て称号を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

四国中央市特別職の非常勤職員報酬審議会条例の制定について

四国中央市特別職の非常勤職員報酬審議会条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

提 案 理 由

特別職の非常勤職員の報酬について調査審議する四国中央市特別職の非常勤職員報酬審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

四国中央市特別職の非常勤職員報酬審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四国中央市特別職の非常勤職員報酬審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、特別職の非常勤職員の報酬に関する必要な事項について調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（四国中央市自治基本条例（平成19年四国中央市条例第32号）第2条第1号の市民をいう。）
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、人事担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

議案第 43 号

四国中央市基金条例の一部を改正する条例について

四国中央市基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市基金条例の一部を改正する条例

四国中央市基金条例（平成 16 年四国中央市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 積立基金四国中央市書道パフォーマンス甲子園振興基金の項の次に次のように加える。

四国中央市企業版ふるさと納税基金	まち・ひと・しごと創生に係る寄附金の活用に関する事業の資金に充てる。
------------------	------------------------------------

別表第 3 四国中央市書道パフォーマンス甲子園振興基金の項の次に次のように加える。

四国中央市企業版ふるさと納税基金	一般会計
------------------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

まち・ひと・しごと創生に係る寄附金の活用に関する事業を実施するため、四国中央市企業版ふるさと納税基金を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 44 号

四国中央市国民健康保険条例及び四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市国民健康保険条例及び四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市国民健康保険条例及び四国中央市介護保険条例の一部を改正する条例

(四国中央市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市国民健康保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 1 項中「除く。）」の次に「及び令和 4 年度以前の年度分の保険料であって令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が定められているもの」を加える。

(四国中央市介護保険条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市介護保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「除く。）」の次に「及び令和 4 年度以前の年度分の保険料であって令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の四国中央市国民健康保険条例附則第 8 条第 1 項及び第 2 条の規定による改正後の四国中央市介護保険条例附則第 8 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免措置を令和 4 年度以前の年度分の保険料であって令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が定められているものについても適用するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 45 号

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例について

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市火災予防条例の一部を改正する条例

四国中央市火災予防条例（平成 16 年四国中央市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に改め、「及び全出力 200 キロワットを超えるもの」を削り、「いう」を「いい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号を次のように改める。

(11) 急速充電設備の利用者が異常を認めた場合には、当該急速充電設備を手動で緊急に停止させる装置を速やかに操作することができる箇所に設けること。

第 11 条の 2 第 1 項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号に

において同じ。)」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第 18 号を第 19 号とし、第 17 号を第 18 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第 16 条第 1 項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 23 条第 3 項を削り、同条第 4 項第 2 号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第 7 に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項又は前項第 2 号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7010 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第 7001 号又は日本産業規格 Z 8210 に適合するものとしなければならない。

第 23 条第 5 項中「前項第 2 号」を「第 3 項第 2 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定以外の改正規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の四国中央市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 78 号)附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 14 年総務省令第 24 号)の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 46 号

令和 5 年度四国中央市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,204,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,645,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		5,608,651	315,749	5,924,400
	1 国庫負担金	3,990,668	205,213	4,195,881
	2 国庫補助金	1,601,638	110,536	1,712,174
16 県支出金		2,551,447	60,746	2,612,193
	1 県負担金	1,636,188	363	1,636,551
	2 県補助金	582,986	60,193	643,179
	3 委託金	332,273	190	332,463
18 寄附金		1,048,197	1,300	1,049,497
	1 寄附金	1,048,197	1,300	1,049,497
20 繰越金		603,743	482,921	1,086,664
	1 繰越金	603,743	482,921	1,086,664
21 諸収入		696,329	11,484	707,813
	5 雑入	328,453	11,484	339,937
22 市債		1,618,700	331,800	1,950,500
	1 市債	1,618,700	331,800	1,950,500
歳 入 合 計		39,441,000	1,204,000	40,645,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		252,580	896	253,476
	1 議会費	252,580	896	253,476
2 総務費		4,033,376	153,242	4,186,618
	1 総務管理費	3,465,768	155,507	3,621,275
	2 徴税費	310,365	△1,337	309,028
	3 戸籍住民基本台帳費	183,198	△2,291	180,907
	4 選挙費	42,106	476	42,582
	5 統計調査費	7,871	137	8,008
	6 監査委員費	24,068	750	24,818
3 民生費		16,205,229	316,914	16,522,143
	1 社会福祉費	4,948,557	513	4,949,070
	2 老人福祉費	3,905,049	72,806	3,977,855
	3 児童福祉費	6,045,337	239,684	6,285,021
	4 生活保護費	1,297,426	3,911	1,301,337
4 衛生費		3,431,553	186,960	3,618,513
	1 保健衛生費	1,774,256	164,902	1,939,158
	2 清掃費	1,657,297	22,058	1,679,355
6 農林水産業費		886,037	57,861	943,898

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	529,514	40,997	570,511
	2 林業費	283,966	16,531	300,497
	3 水産業費	72,557	333	72,890
7 商工費		963,362	4,614	967,976
	1 商工費	963,362	4,614	967,976
8 土木費		3,312,108	353,096	3,665,204
	1 土木管理費	256,171	△5,420	250,751
	2 道路橋りょう費	891,613	207,076	1,098,689
	4 港湾費	166,245	86,877	253,122
	5 都市計画費	1,595,562	12,158	1,607,720
	6 住宅費	268,125	52,405	320,530
9 消防費		1,446,803	13,751	1,460,554
	1 消防費	1,446,803	13,751	1,460,554
10 教育費		3,856,991	116,118	3,973,109
	1 教育総務費	421,661	34,633	456,294
	2 小学校費	775,816	13,438	789,254
	3 中学校費	280,372	1,954	282,326
	4 幼稚園費	222,253	△5,110	217,143

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	748,980	25,167	774,147
	6 保健体育費	1,407,909	46,036	1,453,945
14 予備費		45,000	548	45,548
	1 予備費	45,000	548	45,548
歳出	合計	39,441,000	1,204,000	40,645,000

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
歯科衛生士確保支援事業 (令和5年度決定分)	令和6年度から 令和7年度まで	千円 720
エコトピアひうち施設整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	7,750

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
放課後児童健全育成 施設整備事業	千円 108,900	借入方法 普通貸借又は債券発 行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。
急患センター 整備事業	3,100	同 上	同 上	同 上
県営森林基幹道 開設事業	6,300	同 上	同 上	同 上
市単土地改良事業	50,000	同 上	同 上	同 上
県営道路改良事業	23,100	同 上	同 上	同 上
道路維持整備事業	127,000	同 上	同 上	同 上

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園施設長寿命化 対策事業	千円 17,700	借入方法 普通貸借又は債券発行 の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 19,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
幼稚園施設 整備事業	2,200	同上	同上	同上	13,500	同上	同上	同上

議案第 47 号

令和 5 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 52,675	千円 2,000	千円 54,675
	1 他会計繰入金	43,619	2,000	45,619
歳入合計		81,000	2,000	83,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 63,506	千円 1,525	千円 65,031
	1 施設管理費	63,506	1,525	65,031
4 予備費		639	475	1,114
	1 予備費	639	475	1,114
歳 出 合 計		81,000	2,000	83,000

議案第 48 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 妻鳥分団第2部消防ポンプ自動車（CD-1型）購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 24,860,000円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市大手町1丁目10番地1
株式会社岩本商会
代表取締役 仙波 誉子 |

提 案 理 由

妻鳥分団第2部消防ポンプ自動車（CD-1型）の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 49 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 高規格救急車購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 20,515,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市松縄町 1083 番地 13
日本船舶薬品株式会社高松営業所
所長 出井 慎一 |

提案理由

高規格救急車の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年四国中央市条例第 46 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 50 号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和 5 年 6 月 13 日 提出

四国中央市長 篠原 実

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 高規格救急車資機材購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 18,150,000円 |
| 4 契約の相手方 | 松山市空港通2丁目18番32号
株式会社新日本ライフテック
代表取締役 大澤 慎哉 |

提案理由

高規格救急車資機材の購入契約を締結するため、四国中央市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年四国中央市条例第46号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 51 号

四国中央市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

四国中央市公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備考
四国中央市土居町中村 1003 番地 3	苺田 耕一	昭和 30 年 8 月 26 日	新任

議案第 52 号

四国中央市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

四国中央市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 13 日提出

四国中央市長 篠原 実

住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
四国中央市三島中央 1 丁目 15 番 8 号	児山 初美	昭和 33 年 8 月 3 日	新任
四国中央市三島宮川 2 丁目 1 番 45 号	星川 光代	昭和 48 年 10 月 11 日	再任